

(資料1)

債権差押命令申立書

横浜地方裁判所 御中

2008年11月 日
(現住所)
申立人債権者代理人
弁護士 横井 太郎

当事者
請求債権
差押債権
別紙目録のとおり

債務者は、債務者に対し、別紙請求債権目録記載の“執行力のある判決正本に表示”された上記請求債権を有しているが、債務者がその支払いをしないので、債務者が第三債務者に対して有する別紙差押債権目録記載の債権の差押命令を求める。

(債務名義上の住所)
〒210-0000
川崎市川崎区○○町××番地×→債務名義上の住所と異なる場合は住民票にてその際
がりを確認し添付して申立する
〒231-0000
横浜市中区□□町△△番地△
債権者 川崎三郎
当事者目録

〒231-0000
横浜市中区日本大道○○
横井法律事務所
債権者代理人
弁護士 横井 太郎

〒220-0000
横浜市西区みなとみらい○○
→当事者が法人が入る場合は法人登記簿謄本を添付
債務者 小田原株式会社
代表者代表取締役 小田原二郎

〒100-0005

東京都千代田区丸の内○一〇一〇
第三債務者 株式会社四菱横浜UFV銀行
代表者代表取締役 ○山金太郎

(送達場所)
〒220-0000

横浜市西区みなとみらい××
第三債務者 株式会社四菱横浜UFV銀行みなとみらい支店

添付書類
1、執行力のある判決の正本 1通
2、判決送達証明書 1通
3、資格証明 2通
4、住民票 1通
5、委任状 1通

以上

(資料2)

当事者目録

(債務名義上の住所)
〒210-0000
川崎市川崎区○○町××番地×→債務名義上の住所と異なる場合は住民票にてその際
がりを確認し添付して申立する

(資料3)

請求債権目録

金1, 059, 006円

横浜地方裁判所平成20年(ワ)第〇×□号事件の執行力のある判決正本に表示された下記債権並びに執行費用。

1) 金1, 000, 000円

但し、判決本文第1項による。

2) 遅延損害金 50, 156円

但し、上記1)金1, 000, 000円に対する平成19年11月7日から11月7日まで年5分の割合による

平成19年11月7日～平成19年12月31日

1, 000, 000×0.05×55÷365=7, 534円

平成20年1月1日～平成20年11月7日

1, 000, 000×0.05×312÷366=42, 622円

3) 執行費用 金8, 850円

執行文付与手数料 金 300円

判決正本送達証明手数料 金 150円

本差押命令申立手数料 金 400円

書面作成料及び
提出費用 金1000円

差押命令正本送達費用 金2820円

陳述書の送付費用 金 500円

通知書送付費用 金 80円

記

1、差押のない預金と差押のある預金があるときは、次の順序による。

(1) 先行の差押え・仮差押えのないもの。

(2) 先行の差押え・仮差押えのあるもの。

2、円貨建預金と外貨建預金があるときは、次の順序による。

(1) 円貨建預金

(2) 外貨建預金

(差押が第三債務者に送達された時点における第三債務者の電信買い相場により換算した金額(外貨)。ただし、先物為替予約がある場合には、原則として予約された相場により換算する。)

3、数種の預金があるときは次の順序による。

(1) 定期預金

(2) 定期積金

(3) 通知預金

(4) 賢蓄預金

(5) 納税準備預金

(6) 普通預金

(7) 別段預金

(8) 当座預金

4、同種の預金が数口ある時は口座番号の若い順序による。

なお、口座番号が同一の預金が数口ある時は、預金の付けられた番号の若い順序による

(資料4)

差押債権目録(預金債権差押の場合)

金1, 059, 006円

但し、債務者が第三債務者(四菱機械UFV銀行みなとみらい支店扱い)に対して有する下記預金債権のうち下記に記載する順序に従い頭書金額に満つます。

(資料 5)

差押債権目録(※参考用の場合は)

金 2,601,389円

債務者が第三債務者から支給される本命令送達日以降支払期の到来する、下記債権にして頭書金額に満つるまで。

記

1.(1) 給料(基本給と諸手当、但し、通勤手当を除く)から所得税、住民税、社

会保険料を控除した残額の4分の1

(但し、上記残額が月額44万円を超えるときは、その残額から33万円を控除した金額)

(2) 賃与から(1)と同じ税金などを控除した残額4分の1

(但し、上記残額が44万円を超えるときは、その残額から33万円を控除した金額)

2.上記(1)(2)により弁済しないうちに退職したときは、

① 退職金から所得税、住民税を控除した残額の4分の1

3.なお、支払期日が同日となる最終回分については、上記記載の順序による

(資料6-1)

郵政民営化に伴う

(郵便) 貯金債権の差押命令手続について

当事者目録

〒000-0000 東京都千代田区・・・・・

債権者 ○ ○ ○ ○ 株式会社
代表者代表取締役 ○ ○ ○ ○

日本郵政公社に預け入れられた郵便貯金は、民営化(平成19年10月1日)の際、次のとおり分離されて承継されます。

つきましては、10月1日以後の申立てに当たっては、新たな当事者目録、差押債権目録によってください。

なお、「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」と「株式会社ゆうちょ銀行」の两者を第三債務者とする場合は、第三債務者ごとに差押債権額を割り付けてください。

【株式会社ゆうちょ銀行】

〒100-8798 東京都・・・・・

第三債務者 株式会社ゆうちょ銀行
代表者代表執行役 ○ ○ ○ ○

(送達場所)

〒000-0000 ○○県○○市・・・・・

株式会社ゆうちょ銀行 ○○貯金事務センター

承継先	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	ゆうちょ銀行
承継される	(定期性の郵便貯金)	
郵便貯金	定期郵便貯金、定額郵便貯金、積立郵便貯金等	
の区分	(上記各郵便貯金の満期等が到来し、通常郵便貯金となったものを含みます。)	通常郵便貯金等

【独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構】

〒105-0001 東京都港区虎ノ門4丁目1番8号虎ノ門4丁目MTビル5階

第三債務者 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構
代表者理事長 ○ ○ ○ ○

(資料6-3)

差押債権目録

差押債権目録

金 円

金 円

ただし、債務者が第三債務者に対して有する下記貯金債権及び同時金に対する預入日から本命令送達時までに既に発生した利息債権(〇〇貯金事務センター扱い)のうち、下記に記載する順序に従い、頭書金額に満つるまで

記
下記に記載する順序に従い、頭書金額に満つるまで

1 差押えのない貯金と差押えのある貯金があるときは、次の順序による。

- (1) 先行の差押え、仮差押えのないもの
- (2) 先行の差押え、仮差押えのあるもの

2 担保権の設定されている貯金とされていない貯金があるときは、次の順序による。

- (1) 担保権の設定されていないもの
- (2) 担保権の設定されているもの

3 数種の貯金があるときは、次の順序による。

- (1) 定期貯金
- (2) 定額貯金
- (3) 通常貯蓄貯金
- (4) 通常貯金
- (5) 振替貯金

4 同種の貯金が数口あるときは、記号番号の若い順序による。

- なお、記号番号が同一の貯金が数口あるときは、貯金に付せられた番号の若い順序による。

ただし、債務者が第三債務者に対して有する下記郵便貯金債権及び同郵便貯金に対する預入日から本命令送達時までに既に発生した利息債権(株式会社ゆうちょ銀行〇〇貯金事務センター扱い)のうち、下記に記載する順序に従い、頭書金額に満つるまで

記
下記に記載する順序に従い、頭書金額に満つるまで

1 差押えのない郵便貯金と差押えのある郵便貯金があるときは、次の順序による。

- (1) 先行の差押え、仮差押えのないもの
- (2) 先行の差押え、仮差押えのあるもの

2 担保権の設定されている郵便貯金とされていない郵便貯金があるときは、次の順序による。

- (1) 担保権の設定されていないもの
- (2) 担保権の設定されているもの

3 数種の郵便貯金があるときは、次の順序による。

- (1) 定期郵便貯金(預入期間が経過し、通常郵便貯金となつたものを含む。)
- (2) 定額郵便貯金(預入の日から起算して10年が経過し、通常郵便貯金となつたものを含む。)

4 同種の郵便貯金が数口あるときは、記号番号の若い順序による。

- なお、記号番号が同一の郵便貯金が数口あるときは、貯金に付せられた番号の若い順序による。
- (1) 教育積立郵便貯金(据置期間が経過し、通常郵便貯金となつたものを含む。)
 - (2) 積立郵便貯金(据置期間が経過後2年が経過し、通常郵便貯金となつたものを含む。)
 - (3) 住宅積立郵便貯金(据置期間の経過後2年が経過し、通常郵便貯金となつたものを含む。)
 - (4) 通常郵便貯金(1)から(5)までの所定期間経過後の通常郵便貯金を除く。)
 - (5) 通常郵便貯金(1)から(5)までの所定期間経過後の通常郵便貯金を除く。)

(資料7-1)

請求債権目録(1)

(扶養義務等に係る定期金債権等)

横浜家庭裁判所川崎支部平成 年(家ホ)第 号事件の執行力のある判決正
本に表示された下記債権並びに執行費用。

1、確定期限が到来している債権及び執行費用 金 248,970円

1、金 1,000,000円
但し、判決主文3記載の懲罰料の残金

(1) 金 240,000円

但し、判決主文4記載の平成 年8月から平成 年11月まで1箇月
6万円の差荷費の未払分(支払期毎月末日)

(2) 金 8,970円

但し、執行費用

(内訳)

〈省略〉

2、確定期限が到来していない各定期金債権

判決主文第4項記載の平成 年12月から平成22年10月(債権者、債務
者間の長男完結が満20歳に達する月)まで、毎月末日限り金6万円ずつの差荷
費

(資料7-2)

請求債権目録(2)

(一般債権)

横浜家庭裁判所川崎支部平成 年(家ホ)第 号事件の執行力のある判決正
本に表示された下記債権並びに執行費用。

2、金 300円

但し、執行費用
(内訳) 執行交付与申立手数料

金 300円

合計 1,000,300円

(資料7-3)

差押債権目録(1)

(請求債権目録(1)の債権について)

1 金 248,970円(請求債権目録(1)記載の1)

2 平成 年12月から平成22年10月まで、毎月末日限り金6万円ずつ(請求債権目録(1)記載の2)

金 1,000,300円

債務者(株式会社 ○○○○ 勤務)が第三債務者から支給される、本命送達日以降支払期の到来する下記債権にして、頭書金額に満つるまで。
令送達日以降支払期の到来する下記債権にして頭書金額に満つるまで。

記

債務者(株式会社 ○○○○ 勤務)が第三債務者から支給される、本命送達日以降支払期の到来する下記債権にして、頭書1及び2の金額に満つるまで。

但し、頭書2の金額については、その確定期限の到来後に支払期が到来する下記債権に限る。

記

債務者(株式会社 ○○○○ 勤務)が第三債務者から支給される、本命送達日以降支払期の到来する下記債権にして、頭書1及び2の金額に満つるまで。
但し、頭書2の金額については、その確定期限の到来後に支払期が到来する下記債権に限る。

(1) 給料(基本給と諸手当、但し通勤手当を除く。)から所得税、住民税、社会保険料を控除した残額の2分の1(但し、前記残額が月額66万円を超えるときは、その残額から33万円を控除した金額)
(2) 賃与から(1)と同じ税金などを控除した残額2分の1(但し、前記残額が44万円を超えるときは、その残額から33万円を控除した金額)

なお、(1)、(2)により弁済しないうちに退職したときは、退職金から所得税、住民税を控除した残額の4分の1にして、(1)、(2)と合計して頭書金額に満つるまで。

なお、(1)、(2)により弁済しないうちに退職したときは、退職金から所得税、住民税を控除した残額の2分の1にして、(1)、(2)と合計して頭書金額に満つるまで。

(資料7-4.)

差押債権目録(2)

(請求債権目録(2)の債権について)

1 金 248,970円(請求債権目録(1)記載の1)

2 平成 年12月から平成22年10月まで、毎月末日限り金6万円ずつ(請求債権目録(1)記載の2)

金 1,000,300円

債務者(株式会社 ○○○○ 勤務)が第三債務者から支給される、本命送達日以降支払期の到来する下記債権にして頭書金額に満つるまで。
令送達日以降支払期の到来する下記債権にして頭書金額に満つるまで。

記

債務者(株式会社 ○○○○ 勤務)が第三債務者から支給される、本命送達日以降支払期の到来する下記債権にして、頭書1及び2の金額に満つるまで。
但し、頭書2の金額については、その確定期限の到来後に支払期が到来する下記債権に限る。

(1) 給料(基本給と諸手当、但し、通勤手当を除く。)から所得税、住民税、社会保険料を控除した残額の2分の1(但し、前記残額が月額66万円を超えるときは、その残額から33万円を控除した金額)
(2) 賃与から(1)と同じ税金などを控除した残額2分の1(但し、前記残額が44万円を超えるときは、その残額から33万円を控除した金額)

なお、(1)、(2)により弁済しないうちに退職したときは、退職金から所得税、住民税を控除した残額の4分の1にして、(1)、(2)と合計して頭書金額に満つるまで。

なお、(1)、(2)により弁済しないうちに退職したときは、退職金から所得税、住民税を控除した残額の2分の1にして、(1)、(2)と合計して頭書金額に満つるまで。

(資料8)

第三債務者に対する陳述催告の申立書

横浜地方裁判所 御中

2008年1月 日

申立人債務者代理人
弁護士 横 弁 太 郎

当事者 別紙記載のとおり

本日御守に申立てた上記当事者間の債権差押命令申立事件について、第三債務者に対し、民事執行法第147条1項に規定する陳述の催告をされたく申立てる。

(資料9-1)

平成19年(1) 第号

陳述書

平成 年 月 日

東京地方裁判所民事第21部 御中

第三債務者 株式会社 ××× 銀行 ×× 支店
支店長 ×××

下記のとおり陳述します。

1 差押えに係る債権の有否	<u>ある</u> ない
2 差押債権の種類及び額 (金銭債権以外の債) (権は、その内容)	普通預金 ¥2,246,224-
3弁済の意思の有無	<u>ある</u> ない
4弁済する範囲又は 弁済しない理由	¥2,246,224-
5 差押債権について、差押債権者に優先する権利を有す る者(例えば、質権者)がある場合の記入欄	優先権利者の 住所、氏名 優先する権利の 種類及び範囲(金 額)

(資料9-2)

6 他の差押え (滞納処分 又はその例 による差押 えを含む。)	執 事 件 番 号	行 債 権 者 の 住 所、 氏 名	差 押 え等 の送 達 年 月 日	差 押 え等の執 行された範 囲 (金額)
仮差押え 仮処分			平成	

(注) (1) 1の欄で「ある」と陳述したときだけ2以下の欄を記入してください。

(2) 2については、現存債権について記入するもので、命令正本記載の債権

そのまま記入するものではありません。

(3) 5及び6の欄には、すでに取下げ又は取消しのあったものは記入する必
要はありません。(4) この陳述書に記入しきれないときは、適宜の用紙を使用して横書きで記
載してください。

(資料10-1)

平成20年 (ル) 第 号

陳述書

平成20年月日

東京地方裁判所民事第21部 御中

第三債務者

神奈川県川崎市
株式会社 銀行 支店
支店長

以下のとおり陳述します。

1. 差押えに係る債権の存否	<input checked="" type="radio"/> ある <input type="radio"/> ない
2. 差押債権の種類及び額 〔金銭債権以外の債 権は、その内容〕	普通預金298,088円 別段預金3,460,630円
3. 兑済の意思の有無	<input checked="" type="radio"/> ある <input type="radio"/> ない
4. 兑済する範囲又は 弁済しない理由	普通預金298,088円及び別段預金3,460,630円につ いては、後記6の差押えと競合しているので供託の 予定である。
5. 差押債権について、差 押債権者に優先する権 利を有する者（例えば、 質権者）がある場合の 記入欄	優先権利者の 住所、氏名 その権利の種類 及び優先する範囲 (金額)

(資料10-2)

6. 他の差押え (留置処分 又はその例 による差押 えを含む。)	執 行 事件番号	債権者の住所、氏 名	差押え等 の送達等 年月日	差押え等の執 行された範囲 (金額)
東京地方裁判 所	平成19年(ル) 第 号	神奈川県川崎市 ×××	平成19年 11月30日	2,246,224円
仮差押え	平成19年(ル) 第 号	○○○○	平成19年 12月28日	870,811円
仮処分	東京地方裁判 所	東京都三鷹市 ×××	平成20年 2月12日	343,595円
第 号	山梨県笛吹市 ×××	○○○○	平成20年 2月26日	1,000,000円
東京地方裁判 所	神奈川県川崎市 ×××	○○○○		
平成20年(ル) 第 号				

- (注) (1) 1の欄で「ある」と陳述したときだけ2以下の欄を記入してください。
(2) 2については、現在債権について記入するもので、命令正本記載の債権
をそのまま記入するものではありません。
(3) 5及び6の欄には、すでに取下げ又は取消しのあったものは記入する必
要はありません。しきれないときは、適宜の用紙を使用して横書きで記
載してください。

(資料 11-1)

(陳述書_給料)

事件番号 平成21(年)(ル)第

号

陳述書

平成 21 年 月 日

横浜地方裁判所川崎支部 御中 〒×××-×××
○○○○○

第三債務者 有限公司 △△△△-

代表取締役 ×××

下記のとおり陳述します。
〔該当する答の□にレをし、必要な事項を記入してください。〕

- 1 本件債務者を、全く雇用したことがない。〔→以下の記入は不要です。〕
- 2 過去に雇用したことある。〔→退職年月日を記入して、2に進む。〕
退職年月日 平成 年 月 日
現在雇用している。〔→3~6に進む。〕
- 3 本件債務者に対し、これから支払期が到来する給料等が、ない。〔→以下の記入は不要です。〕
ある。〔→これから支払期が到来する給料等の額(所定の税金等を控除した手取額全額)を記入して、4~6に進む。〕

- (1) 給料の額 約¥32,422 円
退職金の額 約¥32,422 円
本件債務者に対して、現在支給している給料等の額(所定の税金等を控除した手取額の支払)等は次のとおりである。
- (1) 給料の額 約¥32,422 円

- 月額 約¥32,422 円
支払方法 月給 週給 (週額 円)
 日給 (日額 円)
(2) 定与の支払期及び金額
夏期 (ヶ月) 約¥32,422 円
冬期 (ヶ月) 約¥32,422 円
月期 (ヶ月) 約¥32,422 円
4 差し押さえられた金額を債権者に、支払う(も月25日支給分以降)。
支払わない。(下記に理由を記載してください。)
(理由)

(川崎民教2008_010)

(資料 11-2)

(陳述書_給料)

5 本件債務者の給料等に対する他の差押え(滞納処分による差押えを含む。),
仮差押えが, ない。

- ある。内容は下記の別表に記載したとおりである。
〔債務者・市役所等又は裁判所から給料等の(仮)差押えの書類が送られているか否か、ということです。他からの差押え等があるときは、その内容を下記の別表に記載してください。なお、既に取下げ、取消し又は解除のあったものは記載する必要はありません。〕
6 その他(上記以外に陳述したいことがある場合は下記の陳述欄に記載してください。)

別表

債務者・裁判所等	債権者の住所・氏名	(仮)差押え等 の送達年月日	(仮)差押え等 が執行された 金額
.....
.....
.....
.....

陳述欄

.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....

(資料12)

平成20年(ハ)第 号

送達通知書

債権者 ○○○○殿

平成20年×月×日

東京地方裁判所民事第21部
裁判所書記官 ○○○○

当事者の表示 上記事件の差押命令記載のとおり

上記当事者間の債権差押命令正本は下記のとおり送達されました。

記

債務者 (○○○○ 株式会社)	平成20年2月29日
第三債務者 (株式会社 ×× 銀行 × 支店)	平成20年2月26日

(資料(4))

平成18年(ル)第××号債権差押命令申立事件

債 権 者 ○ ○ ○ ○
 債 務 者 ○ ○ ○ ○

平成 年()第 号 債権差押命令申立事件

債権者	○	○	○
債務者	○	○	○
第三債務者	○	○	○

2006年 月 日

横浜地方裁判所川崎支部 御中

債権者代理人
 弁護士 × × × ×

債 権 差 押 立 届

平成 年 月 日

○○地方裁判所

御中

申立人代理人 弁護士 ○ ○ ○ ○

上記当事者間の預告事件につき、債務者は第三債務者から、平成 年 月 日、
金〇〇〇円の取立を致しましたので、届出致します。

記

御序上記当事者間の債権差押命令申立事件につき、債権者は第三債務者から下記
のとおり取り立てましたのでその旨届けます。

(資料(5))

取立日時	義務費等の定期債権分	それ以外の一般債権分
平成18年11月15日	145,856円	0円
取立累計額	145,856円	0円

(資料 16)

平成20年(ワ)第××号

債権者 ○○○○

債務者 ×××× 株式会社

第三債務者 株式会社 銀行

2008年月日

債権者代理人

弁護士 ○○○○

取立て完了届

上申書

平成 年月日

〇〇地方裁判所

御中

申立人・代理人 弁護士 ○○○○

上記当事者間の顛迷事件につき、取下げを致しましたので、横浜地方裁判所川崎

支部平成19年(ワ)第××号事件の執行力のある判決正本及び同事件判決送達証明書を還付されたく上申します。

東京地方裁判所 御中

金〇〇〇円の取立てを致しましたので、届出致します。
なお、取立ては全額完了致しました(差押債権額〇〇〇円、取立て額累計金〇〇〇円、残額〇円)。

上記事件につき

・横浜地方裁判所川崎支部

平成19年(ワ)第××号事件の執行力のある判決正本

1通
1通

・同事件送達証明書

正にお受けしました。

2008年月日

債権者代理人

弁護士 ○○○○

(資料 17)

債務名義の事件番号 平成19年(ワ)第××号

執行文
執

債権者は、債務者に対し、この債務名義により強制執行をする
ことができる。

平成20年月日

(府名) 横浜地方裁判所川崎支部民事部

裁判所書記官

平成20年(1)第×号外1件債権記録該当事件(差押事件番号・平成20年(1)第×号)において、本債務名義記載の債権について債権者○○○に下記金額を交付した。

1. 金10,270円

但し執行手続費用

1. 金134,873円
但し確定利息金

1. 金46,824円
但し平成19年3月30日から平成20年2月20日まで年5パーセント
の割合による利息金(但し元金1,042,564円)

1. 金760,341円
但し元金の内金

平成20年月日

東京地方裁判所民事第21部

裁判所書記官

債権者 (原告)	○○○○
債務者 (被告)	×××株式会社

(債券 19)

事件番号 平成20年(リ)第 号外1件
配当期日呼出状及び計算書提出の催告書

債権者 殿

平成20年7月14日

東京地方裁判所民事第21部債権配当係

裁判所登記官

債権者
債務者
第三債務者
株式会社
株式会社三井住友銀行川崎支店 株式会社三井住友銀行大分支店上記当事者間の配当等手続事件について、配当期日が下記のとおり
指定されたので、同期日に当裁判所(民事執行センター)2階債権配当
係事務室に出頭して下さい。

平成20年8月7日 午前 10時15分

債権者は、同封の債権計算書に所要事項を記載の上、この書面を受
け取った日から1週間に以内に提出してください。また、配当金を受領
される方の印鑑登録上(住民票上)の住所を届け出でください。
1 同封の「債権計算書」に記載しきれない場合、別紙としてA4版の
用紙に横書きで記載してください。
2 出頭の際は、この書面及び印鑑(申立時のもの、または実印及び印
鑑証明書)を持参してください。
3 供託金の場合、上記期日に現金を受領できるわけではありませんの
でご了承下さい。

供託金額及び利息 金4,611,416円

関連事件	
平成19年第 号	平成19年第 号 平成20年第 号 平成20年第 号
第 号	第 号 平成20年第 号 平成20年第 号 平成20年第 号

配当期日 平成20年8月7日 午前 10時15分 事件番号 平成20年(リ)第 号外1件	担当 田中 実子	債権者 債務者 株式会社
東京地方裁判所民事第21部 御中	住所	債権計算書 平成20年 月 日
氏名・商号 弁護士	電話	担当者

債権額の計算は下記のとおりです。

債権額合計	
元金番号	金 円
元金及びその原因	元金現在額

(例) H2.1.1専売契約 1,000,000 東京地裁H2.9.9.9和解調査
金 利息・損益金現在額
100,000

元金番号	期間	日数	利率	利息・損益金現在額	
				利息	損益金現在額
(例) H2.1.1~H2.12.31	365	年10%	損	100,000	

合 計		利 息	口年365日の特約あり
執行費用合計	金	損害金	□年365日の特約あり
備 考		金	円

□前回の配当または差押命令発令以後入金なし

電話番号：03-5721-4792
FAX：03-5721-4738

(資料21)

債務者 株式会社 平成20年(リ)第 号

証 明 書

受取人住所 川崎市高津区

氏名 東京都
代理人

供託番号 平成19年度金第 号(横浜地方法務局川崎支局)

払渡を受けるべき供託金及び利息の表示

供 託 金 ￥952,308円

利 息 ￥0円

上記のとおり証明する。

平成20年 月 日

東京地方裁判所民事第21部

裁判所書記官